大阪市女性活躍リーディングカンパニー表彰実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業実施要綱（平成26 年 10 月１日施行。以下「事業要綱」という。）第９条第２項の規定に基づく表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（賞の種類及び件数）

第２条　賞の種類は最優秀賞、優秀賞及び特別賞とし、あわせて 15 件以内とする。

（表彰の方法）

第３条　表彰は年に１回、市長からの表彰状贈呈をもって行う。

（被表彰者の選考及び決定）

第４条　表彰対象の要件を満たす認証企業から申請があったもののなかから、第２条に規定する各賞にふさわしい被表彰者を選考する。

２　前項の表彰対象の要件及び申請に必要な書類は、別途市民局長が定める。

３　選考にあたっては、外部の有識者から成る「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」市長表彰選考会（以下「選考会」という。）の意見を聴取する。

４　被表彰者の決定は、選考会の意見をふまえ、市長が行う。

（選考会）

第５条　選考会は、事業の企画運営や企業経営、企業における女性の活躍を促進する職場環境や就業条件の整備等、種々の事項に関し豊富な知識と高い見識を有する者 3 名の選考委員から成る。

（座長）

第６条　選考会に座長をおき、委員の互選によりこれを選出する。

２　座長は選考会の議事を進行する。

３　座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が座長の職務を代行する。

（守秘義務）

第７条　選考会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）
第８条　選考会は、非公開とする。

（表彰の事務）
第９条　表彰に関する事務は、市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課において行う。

（その他）
第 10 条　表彰の実施に関し、必要な事項は、別途市民局長が定める。

附　則
この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。
附　則
この改正規定は、平成 30 年 2 月 13 日から施行する。
附　則
この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。